

- ・まだ使える品物のリユース(再利用)にご協力を… 2面
- ・屋根工事の訪問販売に注意…………… 2面
- ・9月は障害者雇用支援月間です…………… 4面
- ・新型コロナウイルスワクチン関連情報…………… 8面



## いつでもどこでも簡単/ オンライン手続きを 利用してみませんか

市の一部の申請や届け出は、インターネットを利用して手続きが可能です。手続きの一覧は市HPに掲載していますので、ぜひご利用ください。  
※手続きによっては申請要件などがありますので、必ず詳細を確認してください。



市HP  
(オンライン手続き)



### 粗大ごみの回収申し込み

申請状況の確認や取り消しもインターネットで行えます。申し込みできる品目は市HPをご覧ください。

▼申込内容(受付番号・申込日・品目ごとの金額・収集日)は、申し込み後の確認ができませんので、必ず控えてください▼申し込み後、別途粗大ごみ処理券の購入が必要です  
ごみ対策課 ☎042・473・2117

休日や夜でも申し込みできて便利!



### 道路・公園などの不具合の通報

「道路通報システム」「公園施設等通報システム」は、市が管理する道路や公園などで損傷や不具合を発見した際に、スマートフォンのカメラ機能や位置情報を利用し、場所や写真などを合わせて通報できます。

通報いただいた内容は市で確認し、状況に応じた対応を行います(通報内容確認は平日の開庁時間に実施します)。

#### ■通報の対象

- ▼道路=段差・側溝の詰まり・カーブミラー破損など
- ▼公園など=遊具の破損・トイレの異常など

道路通報システムについて=管理課道路・河川施設担当

☎042・470・7767

公園施設等通報システムについて=環境政策課緑と公園係

☎042・470・7753



### 公共施設の利用予約

「公共施設予約システム」では、市内の公共施設を予約できます。施設の予約には利用者登録が必要です。

※施設に関する問い合わせは、各施設までお願いします。

#### ■予約可能な施設

- ・スポーツセンター
- ・生涯学習センター
- ・各地域センター
- ・市民プラザ・市民ひろば など

### 他にもこんな手続きが オンラインでできます

現在約70種類



- 各種検診の申し込み
- 図書館の所蔵資料の予約
- 保育施設等の利用申し込み
- り災証明書の発行申請
- デマンド型交通「くるぶー」利用登録申請
- 不在者投票用紙等の請求

など

### 市のデジタルサービス に関するアンケートに ご協力ください

所要時間は5分程度です。より良いサービス提供のため、回答へのご協力をお願いします。  
行政経営課 ☎042・470・7704



アンケート  
入力フォーム



# まだ使える品物のリユース(再利用)にご協力を

ごみ対策課 ☎042・473・2117

市では、ごみの減量に向けた取り組みとして、まだ使える品物を再利用(リユース)する取り組みを行っています。ご家庭で使わなくなった次の品物がありましたら、ごみ対策課(八幡町2-10-10)までお持ちください。



市庁 (フードドライブ)



市庁 (リユースチャレンジ)

## フードドライブ(食品の回収)

食品ロスの削減を目的として、ご家庭で使いきれない食品を集め、福祉団体などの必要としている方々へ寄付する取り組みです。



フードドライブで集まった食品

### 回収できるもの

- 未開封で破損していないもの(賞味期限等の表示が見え、中身に影響がない程度の破損は可)
- 賞味期限まで2カ月以上あるもの(米・塩・砂糖・ガムなどを除く)
- 常温保存が可能なもの

### (具体例)

缶詰、乾物、乾麺、粉類(小麦粉など)、インスタント食品、レトルト食品、フリーズドライ食品、お茶、コーヒー、その他飲料(アルコール除く)、お菓子、調味料、お米

### 回収できないもの

生鮮食品・酒類など

## リユースチャレンジ(おもちゃ類・食器類の回収)

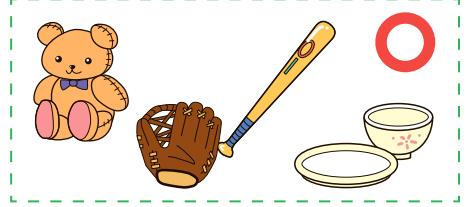
ご家庭で使わなくなった、でもまだ使える「おもちゃ類」と「食器類」を回収する取り組みです。回収した品物は海外でリユースされます。



リユースチャレンジで集まったおもちゃや食器

### 回収できるもの

ぬいぐるみ・模型・ボードゲーム・カードゲーム・ラジコン・スポーツ用品・椀・皿・コップ・鍋・フライパン・ティーポットなど



### 回収できないもの

- 稼働するのに電源コードが必要なもの
- 破損・汚損により使用できないもの
- 回収ボックス(幅85cm×奥行45cm×高さ75cm程度)に入らない大きさのもの

### (具体例)

紙・容器包装プラスチック製品、つまようじ・竹串・ストロー類、刃物類、銃・刀剣玩具、CD・DVDなどのディスク、ペット用品、本・絵本、日本人形・ひな人形

## その工事、本当に必要ですか？

# 屋根工事の訪問販売に注意

「近所で工事をしているが、お宅の屋根が傷んでいるのが見えた。無料で点検する」と突然訪問してきた事業者に見せられ、その場で高額な屋根工事を契約してしまう相談が後を絶ちません。

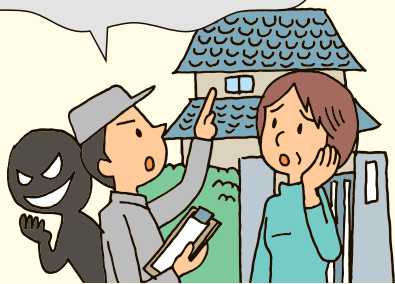
その場ですぐ契約せず、まずは信頼できる人や機関に相談するようにしましょう。



市庁

## 不安をあおって 契約を急がせる事業者に注意

風で飛んだら危ない  
お隣に迷惑がかかりますよ  
今なら無料で点検します



その場で高額な契約を迫ったり、しつこく勧めてくる場合は、悪質な事業者である可能性が高いです。

## トラブルを防ぐポイント

### ●点検させない

屋根は自分で見て確認することが困難で、不安をあおられる原因になります。悪質な事業者の場合、点検箇所をわざと壊して工事を勧誘するケースもあります。

### ●すぐに契約しない

本当に必要な工事なのか、複数の事業者から見積りを取ったり、家族や身近な人に相談して検討しましょう。

### ●契約内容をよく確認する

契約する場合でも、説明された内容と契約書(見積書)が合っているかよく確認しましょう。

## 不安や疑問を感じた場合は 市消費者センターに相談を

契約してしまったときも、書面が交付されていない場合や記載に不備がある場合、クーリング・オフ期間である8日間を過ぎていても解約できる可能性があります。困ったときは、市消費者センターにご相談ください。

特に、高齢者は本人が気づいていない場合が多く見受けられますので、周囲の方による見守りが大切です。

### 相談先(まずは電話で相談を)

市消費者センター ☎042・473・4505  
(平日の午前10時～正午、午後1時～4時)  
消費者ホットライン ☎188  
(平日および土曜・日曜日、祝日の午前10時～午後4時)





8月31日(木)納期限	
納期内納付にご協力ください(納税課 ☎042・470・7729)	
市民税・都民税(普通徴収)	第2期
国民健康保険税	第2期
後期高齢者医療保険料	第2期
介護保険料	第2期

### 国民健康保険滞納世帯主等特別措置

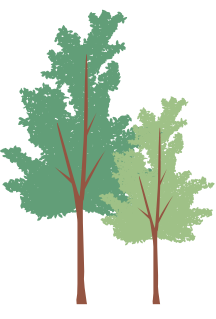
国民健康保険税を滞納すると、次の特別措置が適用される場合があります。

事情があつて納付が困難な場合は、必ず保険年金課(市役所1階)および納税課(同2階)へご相談ください。

特別措置の内容現在使用している被保険者証を返還していただきます。返還後は、短期被保険者証(有効期限が短い被保険者証)を交付します。

注：滞納が改善されない場合は、資格証明書の交付や保険給付の一部または全部差し止め、さらには保険給付の額が滞納保険税に充てられる場合があります。

問 同課国保年金資格係 ☎042・470・7732



### 子どもと教育

#### ファミサポ・カフェ

地域の子育て支援を利用したい方・手伝いたい方の交流カフェです。

日 9月5日(火)午前10時～正午(時間内出入り自由)

場 市民プラザホール、会議室(市役所1階)

内 保育付きカフェ、事業説明会(予約不要、10時および11時開始)、出張まっぴ広場

☎ファミリィ・サポート・センターの利用や活動を考えている市民、ファミサポ会員

定 事業説明会は各回先着10人

特 入会希望者は、顔写真・本人確認書類(健康保険証、運転免許証など)

☎ 電話または直接同センターへ ☎042・475・3294

#### 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出時の移動を支援するものです。

☎ 小学生以上で、視覚・知的・精神障害者手帳をお持ちの方(視覚障害者は同行支援との併用はできません)、または、身体障害者手帳の交付を受けている両上肢および両下肢に1級または1級1割、非課税の方(自己負担なし)。以前から受給者証をお持ちの方は、下表の所得制限基準額を基に所得の判定を行い、9月1日(金)から使用する受給者証を、8月下旬に送付します。

☎ 同課管理係 ☎042・470・7747

#### 所得超過の方

☎には所得制限があり、所得超過により資格が喪失する方には、消滅通知書を送付します。

8月中旬に送付します。

☎ 新たに受給対象となる方

現在☎受給者証をお持ちでない方で、新たに☎を受給するためには、障害福祉課(市役所1階)へ申請が必要です。

☎ 各種医療保険に加入し、

#### 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出時の移動を支援するものです。

☎ 小学生以上で、視覚・知的・精神障害者手帳をお持ちの方(視覚障害者は同行支援との併用はできません)、または、身体障害者手帳の交付を受けている両上肢および両下肢に1級または1級1割、非課税の方(自己負担なし)。以前から受給者証をお持ちの方は、下表の所得制限基準額を基に所得の判定を行い、9月1日(金)から使用する受給者証を、8月下旬に送付します。

☎ 同課管理係 ☎042・470・7747

#### 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害者・児を日常的に介護している家族の一時的な休息(レスパイト)・疾病・冠婚葬祭などの際に、見守りなどの支援が必要な障害者・

児を一時的に預かり、日中活動の支援を行うものです。☎ 身体・知的・精神障害者手帳をお持ちの方(18歳未満の方は、知的・精神障害が確認できる診断書でも可)

利用時間 1カ月あたり▼小学生 10時間▼中学生以上 20時間

※小学生・高校生は夏季期間の場合、10時間加算。

利用者負担額▼課税世帯 30分につき85円(介護あり判定の方は30分につき160円)▼非課税世帯 無料

☎ 共通事項

利用期間は、申請日(最終)に到達する9月30日です。利用希望の方は、申請が必要ですので、障害福祉課(市役所1階)までお越しください。

☎ 各種医療保険に加入し、

#### 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害者・児を日常的に介護している家族の一時的な休息(レスパイト)・疾病・冠婚葬祭などの際に、見守りなどの支援が必要な障害者・

児を一時的に預かり、日中活動の支援を行うものです。☎ 身体・知的・精神障害者手帳をお持ちの方(18歳未満の方は、知的・精神障害が確認できる診断書でも可)

利用時間 1カ月あたり▼小学生 10時間▼中学生以上 20時間

※小学生・高校生は夏季期間の場合、10時間加算。

利用者負担額▼課税世帯 30分につき85円(介護あり判定の方は30分につき160円)▼非課税世帯 無料

☎ 共通事項

利用期間は、申請日(最終)に到達する9月30日です。利用希望の方は、申請が必要ですので、障害福祉課(市役所1階)までお越しください。

☎ 各種医療保険に加入し、

#### 高齢者福祉

☎には所得制限があり、所得超過により資格が喪失する方には、消滅通知書を送付します。

8月中旬に送付します。

☎ 新たに受給対象となる方

現在☎受給者証をお持ちでない方で、新たに☎を受給するためには、障害福祉課(市役所1階)へ申請が必要です。

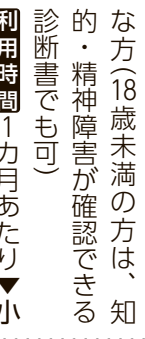
☎ 各種医療保険に加入し、

#### 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出時の移動を支援するものです。

☎ 小学生以上で、視覚・知的・精神障害者手帳をお持ちの方(視覚障害者は同行支援との併用はできません)、または、身体障害者手帳の交付を受けている両上肢および両下肢に1級または1級1割、非課税の方(自己負担なし)。以前から受給者証をお持ちの方は、下表の所得制限基準額を基に所得の判定を行い、9月1日(金)から使用する受給者証を、8月下旬に送付します。

☎ 同課管理係 ☎042・470・7747



### 高齢者福祉

#### 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害者・児を日常的に介護している家族の一時的な休息(レスパイト)・疾病・冠婚葬祭などの際に、見守りなどの支援が必要な障害者・

児を一時的に預かり、日中活動の支援を行うものです。☎ 身体・知的・精神障害者手帳をお持ちの方(18歳未満の方は、知的・精神障害が確認できる診断書でも可)

利用時間 1カ月あたり▼小学生 10時間▼中学生以上 20時間

※小学生・高校生は夏季期間の場合、10時間加算。

利用者負担額▼課税世帯 30分につき85円(介護あり判定の方は30分につき160円)▼非課税世帯 無料

☎ 共通事項

利用期間は、申請日(最終)に到達する9月30日です。利用希望の方は、申請が必要ですので、障害福祉課(市役所1階)までお越しください。

☎ 各種医療保険に加入し、

☎には所得制限があり、所得超過により資格が喪失する方には、消滅通知書を送付します。

8月中旬に送付します。

☎ 新たに受給対象となる方

現在☎受給者証をお持ちでない方で、新たに☎を受給するためには、障害福祉課(市役所1階)へ申請が必要です。

☎ 各種医療保険に加入し、

### 受給者証の更新

☎(心身障害者医療費助成制度)は、都の助成により、医療機関での自己負担(保険診療外)の一部または全部が免除される制度です。自己負担割合は、所得判定対象者の住民税の課税状況により異なります(課税の方 1割、非課税の方 1割自己負担なし)。以前から受給者証をお持ちの方は、下表の所得制限基準額を基に所得の判定を行い、9月1日(金)から使用する受給者証を、8月下旬に送付します。

☎には所得制限があり、所得超過により資格が喪失する方には、消滅通知書を送付します。

8月中旬に送付します。

☎ 新たに受給対象となる方

現在☎受給者証をお持ちでない方で、新たに☎を受給するためには、障害福祉課(市役所1階)へ申請が必要です。

☎ 各種医療保険に加入し、



#### 所得超過の方

☎には所得制限があり、所得超過により資格が喪失する方には、消滅通知書を送付します。

8月中旬に送付します。

☎ 新たに受給対象となる方

現在☎受給者証をお持ちでない方で、新たに☎を受給するためには、障害福祉課(市役所1階)へ申請が必要です。

☎ 各種医療保険に加入し、

#### 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出時の移動を支援するものです。

☎ 小学生以上で、視覚・知的・精神障害者手帳をお持ちの方(視覚障害者は同行支援との併用はできません)、または、身体障害者手帳の交付を受けている両上肢および両下肢に1級または1級1割、非課税の方(自己負担なし)。以前から受給者証をお持ちの方は、下表の所得制限基準額を基に所得の判定を行い、9月1日(金)から使用する受給者証を、8月下旬に送付します。

☎ 同課管理係 ☎042・470・7747

#### 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害者・児を日常的に介護している家族の一時的な休息(レスパイト)・疾病・冠婚葬祭などの際に、見守りなどの支援が必要な障害者・

児を一時的に預かり、日中活動の支援を行うものです。☎ 身体・知的・精神障害者手帳をお持ちの方(18歳未満の方は、知的・精神障害が確認できる診断書でも可)

利用時間 1カ月あたり▼小学生 10時間▼中学生以上 20時間

※小学生・高校生は夏季期間の場合、10時間加算。

利用者負担額▼課税世帯 30分につき85円(介護あり判定の方は30分につき160円)▼非課税世帯 無料

☎ 共通事項

利用期間は、申請日(最終)に到達する9月30日です。利用希望の方は、申請が必要ですので、障害福祉課(市役所1階)までお越しください。

☎ 各種医療保険に加入し、

#### 高齢者福祉

☎には所得制限があり、所得超過により資格が喪失する方には、消滅通知書を送付します。

8月中旬に送付します。

☎ 新たに受給対象となる方

現在☎受給者証をお持ちでない方で、新たに☎を受給するためには、障害福祉課(市役所1階)へ申請が必要です。

☎ 各種医療保険に加入し、

#### 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出時の移動を支援するものです。

☎ 小学生以上で、視覚・知的・精神障害者手帳をお持ちの方(視覚障害者は同行支援との併用はできません)、または、身体障害者手帳の交付を受けている両上肢および両下肢に1級または1級1割、非課税の方(自己負担なし)。以前から受給者証をお持ちの方は、下表の所得制限基準額を基に所得の判定を行い、9月1日(金)から使用する受給者証を、8月下旬に送付します。

☎ 同課管理係 ☎042・470・7747

#### 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害者・児を日常的に介護している家族の一時的な休息(レスパイト)・疾病・冠婚葬祭などの際に、見守りなどの支援が必要な障害者・

児を一時的に預かり、日中活動の支援を行うものです。☎ 身体・知的・精神障害者手帳をお持ちの方(18歳未満の方は、知的・精神障害が確認できる診断書でも可)

利用時間 1カ月あたり▼小学生 10時間▼中学生以上 20時間

※小学生・高校生は夏季期間の場合、10時間加算。

利用者負担額▼課税世帯 30分につき85円(介護あり判定の方は30分につき160円)▼非課税世帯 無料

☎ 共通事項

利用期間は、申請日(最終)に到達する9月30日です。利用希望の方は、申請が必要ですので、障害福祉課(市役所1階)までお越しください。

☎ 各種医療保険に加入し、

表 所得制限基準額

扶養親族等の人数	所得額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円
5人	550万4,000円

※所得判定対象者は受給者本人。ただし、20歳未満の方は、国民健康保険法の世帯主か社会保険の被保険者(本人が国民健康保険法の世帯主か社会保険の被保険者であれば20歳未満でも本人)。

次の手帳をお持ちの方。① 身体障害者手帳1級・2級(内部障害は3級まで)② 愛の手帳1度・2度③ 精神障害者保健福祉手帳1級

申請に必要なもの対象者の健康保険証、①③の手帳

※5年1月2日以降に市内に転入した方は個別にお問い合わせください。

対象外の方▼65歳以上で初めて①③の手帳に該当する方▼生活保護受給世帯の方▼後期高齢者医療制度の加入者で住民税が課税の方▼乳児医療証(乳幼児医療費助成制度)をお持ちの方

※⑦医療証(義務教育就学児医療費助成制度)または⑧医療証(高校生等医療費助成制度)をお持ちで、所得判定対象者の住民税が非課税の方は、☎を申請してください。

☎ 同課管理係 ☎042・470・7747

## 9月の無料相談

相談内容(定員)	相談日	時間	相談員	予約開始日時	場所	問い合わせ先	
法律相談(各日8人)	6日(水) 13日(水) 20日(水) 27日(水)	午前10時から	弁護士	8月24日(木) 9月14日(木)	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎042・470・7738	
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	6日(水)	午後1時から	司法書士	8月22日(火)			
表示登記・土地の境界等登記相談(4人)	6日(水)	午前10時から	土地家屋調査士	8月22日(火)			
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	13日(水)	午後1時から	行政書士	9月7日(木)			
税務相談(5人)	13日(水)	午後1時半から	税理士	9月12日(火)			
人権・身の上相談(4人)	20日(水)	午後1時半から	人権擁護委員	9月14日(木)			
不動産取引相談(5人)	7日(水)	午後1時から	宅地建物取引士	8月24日(木)			
交通事故相談(5人)	7日(水)	午後1時から	弁護士	8月24日(木)			
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)	27日(水)	午前10時から	社会保険労務士	9月21日(木)			
女性の悩みごと相談(各日4人)	4日(月) 11日(月) 22日(金) 25日(月)	午前10時半～午後4時半	女性カウンセラー	8月23日(水) 9月6日(水)			各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎042・472・0061
女性弁護士による法律相談(4人)	1日(金)	午前9時半～午後0時半	女性弁護士	8月18日(金)			市商工会 ☎042・471・7577
経営相談	平日	午前10時半～午後4時半	市商工会経営指導員	前日まで予約可			市商工会 ☎042・471・7577
耐震相談	9月は実施しません(次回は10月13日(金)実施予定)						施設建設課 ☎042・470・7756
教育相談 ※電話相談も可	火曜～土曜日	午前10時～午後5時(滝山のみ水曜日は6時まで)	教育相談員	中央相談室(成美教育文化会館内教育センター)			中央相談室 ☎042・473・3667
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	母子・父子自立支援員	滝山相談室(西部地域センター内)	滝山相談室 ☎042・475・8909		
身体障害者相談	8日(金)	午前10時～正午	身体障害者相談員	市役所2階児童青少年課	児童青少年課 ☎042・470・7736		
知的障害者相談	13日(水)	午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室	前月末までに障害福祉課 ☎042・470・7747 FAX042・475・8181		
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター支援員	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター ☎042・477・2711		
職業相談	開庁日	午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所2階ワークコーナー	直接会場		
住宅増改築相談	14日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば			
消費者相談	平日	午前10時～午後4時	消費生活相談員	市役所2階生活文化課	市消費者センター ☎042・473・4505		
行政相談	13日(水)	午前10時～正午	行政相談委員	市役所2階生活文化課	生活文化課 ☎042・470・7738		
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	相談支援員	市役所1階福祉総務課	福祉総務課 ☎042・470・7741		

(4面へ続く)



# 個人や地域の防災力を高めましょう

4年5月に「首都直下地震等による東京都の被害想定」が見直され、地震発生時に一人でも多くの方が消火器などによる初期消火を実施できれば、火災による被害を大幅に軽減できる効果があると発表されました。

「自分(家族)の命は自分(家族)で守る」自助の意識と「自分たちのまちは自分たちで守る」共助の意識を高め、市民一人ひとりが防災行動力を向上させましょう。

☎東久留米消防署防災安全係 ☎042・471・0119

## 個人(自助)の取り組み

**■防災セットや備蓄品の用意・確認**  
いつでも逃げられるよう生活に必要な最低限のものが入った防災セットの準備や最低3日分(できれば7日分)の食糧や飲料水を備蓄することが大切です。



**■家具の転倒防止**  
地震に備え、家具のレイアウトの見直しや、家具転倒防止器具の設置を行い、家具の転倒・移動・落下を防ぎましょう。



**■避難先の確認**  
災害に備え自宅から近い避難所はどこか確認しましょう。また、状況に応じて、安全な自宅で避難生活を送る「在宅避難」や、親戚・知人宅など、避難所以外の安全な場所に避難する「分散避難」も検討しましょう。



## 地域・組織(共助)の取り組み

共助とは、災害時に自分(家族)の安全を確保したのちに、地域や組織のみんなと助け合うことです。主な共助の取り組みとして、▼日頃からの顔の見える関係づくり▼近所の助け合い▼自主防災活動への参加▼自治会や各種イベントで行う地域の防災訓練への参加などがあります。



### 地域活動支援事業(通所訓練)利用者募集

さいわい福祉センターでは、一般就労が困難な障害者に対する創作的活動または生産活動の機会の提供および社会適応訓練を行っており、利用者を随時募集しています。

市内在住で、知的障害または身体障害をお持ちの18歳以上の方

定若千名  
利用期間3年間  
申元同センター ☎042・477・2711(平日午前9時〜午後5時)



## お知らせ

### 都営住宅(東久留米市地元割当)の入居者募集

8月21日(月)から都営住宅のシルバークリア(高齢者集住住宅)の入居者を募集します。

種類・対象①単身者向け  
前沢二丁目(前沢2-16) 1戸(1DK) ▼大門町二丁目(大門町2-12) 4戸(1DK) ▼中央町二丁目(中央町1-5) 11戸(1DK) ▼柳窪三丁目(柳窪3-13) 11戸(1DK) ②2人世帯向け ▼中央町二丁目

※8月上旬に実施された都の定期募集に申し込んでいた場合でも申し込み可能です。両方に当てはまる場合は、どちらか一方を辞退する必要があります。  
申込資格申込者が市内に継続して3年以上居住していること、65歳以上であることなど。詳細は募集案内をご確認ください。  
案内配布期間・場所 8月21日(月)〜9月4日(月)に(閉庁日時を除く)、都市計画課(市役所5階、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所 東部地域センターで) 9月4日(月)までに(消印有効)、募集案内に同封の

(中央町1-5) 11戸(2DK)

### 第3回市議会定例会

5年第3回市議会定例会が8月31日(木)〜9月26日(火)の日程で開催の予定です。一般質問が9月4日(月)〜7日(木)、常任委員会が11日(月)〜13日(水)、予算特別委員会が14日(木)、決算特別委員会が20日(水)〜22日(金)の予定です(いずれも土曜・日曜日、祝日は休会)。

申込用紙・封筒に必要事項を記入の上、郵送または直接同課へ持参を  
☎同課計画調整担当 ☎042・470・7762

### 特設行政相談所を開設します

国・都・市などの行政機関やJR・NTTなどの公共性の高い法人、公的行政機関から委任され補助金を受けている法人などについて、苦情や意見・要望はありますか。そのようなときは「行政相談委員」が相談に応じます。行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者です。

8月23日(水)午後1時半〜4時  
場市役所1階屋内ひろば  
費無料  
申直接会場  
☎生活文化課 ☎042・470・7738

# 9月は障害者雇用支援月間です

## 障害者雇用支援月間とは

障害者の職業的自立の意欲を喚起するとともに、障害者の雇用に関する国民、とりわけ事業主の関心と理解を一層深めるために厚生労働省が定めた月間です。

この間、厚生労働省や都などさまざまな機関が、PRや啓発活動を実施しています。

## 障害者就労支援事業

障害者就労支援室では障害のある方から一般就労に関する相談および支援をしています。また、障害者雇用を検討している事業主からの相談も受け付けています。

**主な相談・支援内容** ▼求職活動に関すること ▼就職に向けた準備に関すること ▼職場定着に関すること ▼離職に関することなど

**利用できる方** 市内在住・在勤で障害のある方

**利用料** 無料

☎ ▼身体障害、知的障害、難病の方 = 就労支援室さいわい ☎042・477・3100 ▼精神障害の方 = 就労支援室あおぞら ☎042・476・2625

## 第24回障害者雇用促進パネル展

市では、障害者雇用についての理解を深めていただくために、障害のある方の就労に向けた取り組みや地域の事業所で働く様子をパネル展示でご紹介します。

日 9月6日(水)〜8日(金)午前9時〜午後4時(6日は設営完了後から)

場市役所1階屋内ひろば

内 パネル展示、就労相談、作品販売(参加事業所の利用者が作成した物品など)  
他 最終日の8日(金)午前10時〜午後3時半には、就労相談コーナーを会場に設けます。障害者就労支援室のスタッフが就労に関するご相談をお受けします  
☎ 障害福祉課 ☎042・470・7747、または各就労支援室(就労支援室さいわい ☎042・477・3100、就労支援室あおぞら ☎042・476・2625)



昨年度のパネル展





5年度市民アンケート 調査結果の公表

市では、市の事業に対する市民の皆さんの声をお聞きし、その成果や実績などを把握するため、18歳以上の市民の中から無作為に抽出した2000人を対象に、令和5年度市民アンケート調査を行いました。

このたび、調査結果を取りまとめたため、市HPなどで公表します。ご協力ありがとうございました。

有効回答数(回答率) 695人(34.8%) (▼) 郵送回答 11483人 ▼ インターネット回答 1212人

閲覧場所 市政情報コーナー(市役所1階)、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市HP 関行政経営課 ☎042・470・7704



市HP

5年度施策報告書の公表

市では、これまで業務改革・改善のツールとして行政評価制度を活用してきましたが、自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する中で、このたび、事務事業評価表および施策評価表を改め、施策報告書として取りまとめました。

市民目線による行政需要の把握を行うための「市民アンケート調査」や「利用者モニタリング」と併せて、市HPで公表します。

関行政経営課 ☎042・470・7704



市HP

官公署 など

地域福祉権利擁護事業の生活支援員募集 説明会

認知症や知的・精神の障がいなどにより、日常生活に不安のある方が、安心して地域で暮らすため、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を支援する地域福祉権利擁護事業の生活支援員を募集するための事業説明会を開催します。

①9月6日(水)午後2時〜3時半 ②9月12日(火)午前10時〜11時半

場 わくわく健康プラザ2階 社協会議室

市内在住の方

開各開催日の前日午後5時までに、氏名・年齢・住所・電話番号を電話☎042・479・6294 または FAX☎476・4545

で市社会福祉協議会相談支援担当へ

社会福祉協議会 ボランティアセンター

ボランティアセンターはボランティアをしたい個人・団体と、ボランティアの応援を求めている個人・団体をつなぐ中間支援組織です。活動場所の提供や各種養成講座・講演会を通して啓発活動などを行っています。

ボランティア相談・活動の場の提供 「ボランティアをしたい」「こんなボランティアさん知りませんか」など、さまざまなボランティア相談を随時受け付けています。

また、特技を活かした活動やボランティアを行いたい方向けの個人・団体のボランティア登録も受け付けています。

登録・紹介までの流れ ①ボランティアしたい内容の相談 ②登録カードの提出 ③ボランティア活動を紹介します。

登録数 個人登録63人、団体登録24団体。特技ボランティア一覧を同センターHPに掲載しています

ボランティア交流室 オープンスペース(占有不可・予約不要として少人数での打ち合わせなどに利用できます。行政や関係機関の報告書、福祉に関する書籍などの閲覧・貸し出し、福祉関連のチラシやパンフレットなどがあります)

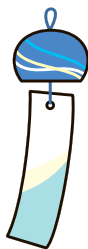
利用日 平日午前8時半〜午後5時(祝日、年末年始を除く)

対市民活動団体など

共通事項 場 わくわく健康プラザ2階 関市社会福祉協議会 ☎042・475・0739



同センターHP



市ホームページのトップページに バナー広告を掲載しませんか



市HP

市のホームページのトップページのアクセス件数は、月に約6万5千件(4年度の月平均)です。現在、このトップページのバナーについて広告を募集しています。

基準 公共性と品位を損なわないもの。詳細は、市HPの広告掲載取扱要綱および取扱基準をご覧ください

規格 縦60ピクセル、横150ピクセル。50キロバイト以内。GIF形式。トップページの下部に常時掲載し、右上部にもランダムに掲載します。

掲載期間 1カ月単位で6年4月分まで

掲載料 1枠当たり月2万円

申所定の申込書に必要事項を記入の上、秘書広報課広報係宛て☎(hishokoho@city.higashikurume.lg.jp)で提出してください。申込書は市HPから取得できます

関同係 ☎042・470・7708



市HPトップページ上部ランダム掲載部分



市HPトップページ下部常時掲載部分

第41回

いのちかがやけ 作品展

障がいを持つ方と持たない方の相互理解を目的として始まった作品展です。市内の未就学児童から特別支援学級の児童・生徒、各団体、生涯現役の方々の絵画・写真・書・折り紙・工作など例年900近い作品が展示されます。

日 9月23日(土)祝午後2時〜5時、

24日(日)・25日(月)午前10時〜午後5時

場 市役所1階屋内ひろば

他 市後援。運営は、東久留米市手をつなぐ親の会

関市社会福祉協議会 ☎042・475・0739



昨年度の作品



わかくさ学園生徒による共同制作作品

市民伝言板

会員募集

◆東久留米市山岳連盟 = 日 月 2〜3回。土曜または日曜日午前7時〜午後5時 場 奥武蔵、秩父、奥多摩などの山々 関入会金500円、会費月500円 他 近郊の山々にふれて、楽しみや喜びをみつけ健やかな体をつくろう 関 中山 ☎090・4675・7148

◆手話学習・交流(金曜手話サークル) = 日 月 2回。第1・第3金曜日午後7時〜9時 場 市民プラザ(市役所1階)または生涯学習センター 関 会費月300円 他 ろう者協会の会員と交流を通じろう者の言語手話を学びましょう 関 築山 ☎080・9509・2183

◆古武術(練心武友会) = 日 毎週日曜日午前11時半〜午後1時40分 他 關 スポーツセンター 関 入会金3,000円、会費月3,000円 他 小学生以上、未経験の方、誰でもできます 関 細谷 ☎042・421・4075

◆体操(自衛術教室) = 日 月 3回。火曜日午後1時半〜3時半 場 生涯学習センター 関 入会金3,000円、会費月2,500円 他 日本最初の健康体操。自分で自分の体を耕しましょう 関 柴田 ☎090・8035・1068

◆ハングル教室 = 日 月 4回。火曜日午前9時〜9時50分 他 場 市民プラザ(市役所1階)または東部地域センター 関 会費月5,000円 他 韓国女性会が会話中心に指導。入門クラスです。初級も有。見学可 関 相田 ☎080・1212・8612

催し

◆にじメディア上映イベントvol.13~16 (にじメディア制作委員会) = 日 8月26日(土)・9月9日(土)午後1時半〜4時 場 さいわい福祉センター 関 参加費500円 他 要予約。オンラインもあり。オンラインのみ別日もあり。詳細はにじメディアHPへ 関 齋藤 ☎042・458・0712

◆シンポジウム「農でつながる・つなげる 私達の皆農宣言」(くるめ・いっぽの会) = 日 8月20日(日)午後2時〜4時半 場 清瀬市生涯学習センター(アミュール) 6階会議室 関 入場料500円 他 耕せていない農家と耕したい市民をつなげたい 関 宮秋 ☎042・470・3050

◆滝山・前沢みんなの夏祭り(NPO法人東久留米ふれあいの街) = 日 8月26日(土)

・27日(日) ※交通規制午後4時〜8時半 場 滝山中央通りおよび周辺地域 関 駐車場はありません。車でのご来場はご遠慮ください。祭り終了午後9時 関 横井 ☎080・6729・1636



第44回 令和5年8月26日(土)・27日(日) 滝山前沢 みんなの夏祭り 三代目まつり 阿波踊り

